

「77スマートネクスト」、「77モビット」および「77ミニ・カードローン」
の商品内容変更のお知らせ

株式会社 七十七銀行（頭取 氏家 照彦）では、「77スマートネクスト」、「77モビット」および「77ミニ・カードローン」の商品内容を平成28年9月26日（月）より変更いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、今回の商品内容変更に伴うお客さまによるお手続きは必要ございません。

記

1. ご返済方法の変更（「77スマートネクスト」、「77モビット」のみ）

変更前		変更後	
毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）に貸越極度額に応じて、下記のご返済額を指定の預金口座から引落しします。		毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）に前月末日のお借入残高に応じて、下記のご返済額を指定の預金口座から引落しします。	
貸越極度額	ご返済額	前月末日のお借入残高	ご返済額
30・50万円	10,000円	2千円以下	お借入残高全額
70・100万円	20,000円	2千円超10万円以下	2,000円
150・200万円	30,000円	10万円超30万円以下	5,000円
250・300万円	50,000円	30万円超50万円以下	10,000円
400万円	60,000円	50万円超80万円以下	15,000円
500万円	70,000円	80万円超100万円以下	20,000円
		100万円超150万円以下	25,000円
		150万円超200万円以下	30,000円
		200万円超250万円以下	40,000円
		250万円超300万円以下	50,000円
		300万円超400万円以下	60,000円
		400万円超500万円以下	70,000円

※ 平成28年10月5日（水）のご返済分から、前月末日のお借入残高に応じてご返済額が変更となります。

※ ご返済が遅延している間は、新たなお借入はできません。

2. ご契約期間の変更

ご契約期間の最終期限を、「満65歳の誕生日以降に到来するご契約期限」から「満70歳の誕生日以降に到来するご契約期限」へ変更いたします。

※ 平成28年9月25日（日）までに満65歳の誕生日以降に到来するご契約期限が経過しているお客さまは、変更の対象となりません。

※ ご契約期限が経過している場合は、新たなお借入はできません。

3. 自動ご融資機能の追加

クレジットカードご利用代金、公共料金の自動振替などでご指定の普通預金口座の残高が不足した場合、不足金額をカードローン口座から自動融資いたします。

※ 本変更後の当座貸越契約書「77スマートネクスト（旧商品名：77モビットα）契約、77モビット契約」および「77ミニ・カードローン契約（当座貸越契約）」については、別紙をご参照ください。

以 上

当座貸越契約書「77スマートネクスト(旧商品名：77モビットα)契約、77モビット契約」

借主は、エム・ユー信用保証株式会社(以下「保証会社」という。)の保証に基づき、株式会社セブティ銀行(以下「銀行」という。)と当座貸越取引(以下「本取引」という。)について、次のおおき各条を約定する。

第1条 (契約成立と口座開設)

1. 本取引は借主から銀行が承継したときに成立するものとし、本取引は銀行が本支店のうちいずれかを借主からの利用できるものとする。
2. 銀行は本取引に使用する「77キャッシュカード」(以下「カード」という。)および「77カードローン利用通帳」(当座貸越取引明細帳)以下「通帳」という。)を発行するものとする。
3. 借主は、「クレジットカードローン77スマートネクスト」申込書兼当座貸越契約書兼保証委託契約書(兼カード申込書)以下「契約書」という。)または当座貸越口座開設後に送付する「クレジットカードローン77スマートネクスト」申込書兼当座貸越契約書(兼カード申込書)以下「77モビット」の貸越契約書「増額」のご案内(以下「増額」という。)に記載の借主名義の普通預金(総合口座を含む)口座(以下「指定口座」という。)を返済用口座として指定するものとする。

第2条 (取引の方法)

1. 本取引は、カードおよび現金自動支払機(現金自動預入・払出兼用機を含む。以下「自動機」という。)を使用する当座貸越とする。
2. 前項において、銀行が本支店においては、自動機の使用に際し、銀行所定の当座貸越支払請求書に氏名、金額を記入し、届け出の印を押捺し、通帳とともに窓口へ提出することにより、本取引を行うこととする。
3. 前項の当座貸越の手続に加え、当該当座貸越を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本確認書類の提示等を行うことができることとする。この場合、銀行が必要と認めるときは、この確認書類を提示することができる旨の通知を行うことができる。
4. 本取引は、借主が前項の当座貸越の範囲内で当座貸越を行う、指定口座に入金するものとする。
5. カードおよび自動機の取扱いについては銀行所定の「77キャッシュカード規定」によるものとする。

第3条 (自動融資)

1. 指定預金口座が銀行所定の口座振替取引による出金のため資金不足となったときは、貸越極限額の範囲内で、その不足額相当額を本取引口座(当座貸越口座)から自動的に出金し、指定預金口座に入金するものとする。この際、カードの提示または銀行所定の請求書の提出は不要とする。ただし、指定預金口座の資金不足が①預金の払戻し、②預金簿の振替・送金、③異議の申し立て、④77モビットのカード振替の受取の支払および、⑤本取引以外の融資取引による出金による場合は、自動融資の対象とはならない。
2. 前項の自動融資による出金は、指定預金口座に総合口座取引規定にもとづく当座貸越契約がある場合には、銀行はこの当座貸越の利用限度額を超えた金額について実行するものとする。
3. 指定預金口座に対して同日に数件の口座振替の請求があり資金不足となった時は、銀行所定の引当順位に従い、本条第1項、第2項の自動融資を行うものとする。
4. 指定預金口座の自動融資による入金・出金に付する現金・振替による指定預金口座への入金があった場合、銀行は前者を優先して指定預金口座の資金不足に充当するものとする。
5. 自動融資を行った当日に指定預金口座へ入金があった場合は、自動融資した金額を限度に本取引口座(当座貸越口座)へ自動返済を行います。

第4条 (貸越極限額)

1. 本取引により借主から銀行から貸越をうけることができる極限額は契約および保証会社が審査の上で決定する。
2. 本取引により銀行から貸越を受ける極限額は、契約書または契約通知書に記載の極限額とする。
3. 貸越極限額の決定については、銀行本取引の利用状況その他の事情を勘案して、銀行所定の方法により増額することができるものとする。ただし、増額について、借主から希望しない申し出があった場合は、この限りではない。
4. 前項の極限額を超えて銀行が貸越をした場合には、本契約が適用されるものとする。

第5条 (利用限度額)

1. 銀行および保証会社は、借主の信用状況に関する調査により、貸越極限額を上限として利用限度額を定めるものとし、借主は、利用限度額の範囲内で貸越が受けられるものとする。
2. 本取引について、次の各号のいずれかにおおき場合、銀行および保証会社は利用限度額を減額(利用限度額を0にするを含む。)することができるものとする。
 ①本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 ②前項の借主の信用状況に関する調査の結果、返済額が相当と認められたとき。
 ③借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、相当と認められた場合、銀行および保証会社は貸越極限額を上限として利用限度額を増額することができるものとする。
 ④銀行が利用限度額を変更した場合には、銀行から借主へ書面により通知するものとする。

第6条 (契約期限等)

1. 本取引の契約期限は表記のとおりとする。ただし、契約期限の前日までに銀行あるいは借主のいずれか一方より特段の意思表示がない場合は、この期限はさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。
2. 契約期限の前日までに銀行あるいは借主から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合、および借主が満70歳の誕生日を迎える場合は、次のとおりとする。
 ①契約期限の翌日以降本取引による当座貸越は受けられず。
 ②当座貸越元金利息は本取引の各条項にしたがって返済し、当座貸越元金利息を全額返済した日に本取引は当然に終了するものとする。
 ③契約期限に達した場合は、借主が契約期限の前日までに本取引は当然に終了するものとする。
 ④本取引が終了したとき、カードおよび通帳は銀行へ返出する。

第7条 (利息・損害金等)

1. 当座貸越借入金の利息(保証料を含む。)は、付利単位を100円とし、毎月銀行所定の日に、所定の利率および方法による計算し、貸越元金に組み入れられるものとする。また、借主は銀行が現金による利息の支払を請求したときは、これに応ずるものとする。
2. 前項の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行において一般に行われる程度の上昇・低下をすることができるものとする。この変更の内容は、あらかじめ銀行の店頭に掲示するものとする。
3. 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は年18%(年365日の日割計算)とするものとする。

第8条 (約定返済)

1. この取引にともづく毎月の元金返済は毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)(以下「約定返済日」という。)に約定返済日の前月末日の最終貸越残高に於いて、次の一定額を指定口座から自動引落しする。

約定返済日の前月末日の最終貸越残高	約定返済日	約定返済日の前月末日の最終貸越残高	約定返済日	約定返済日の前月末日の最終貸越残高	約定返済日
10万円以下	2千円	80万円超100万円以下	20千円	250万円超300万円以下	50千円
10万円超30万円以下	5千円	100万円超150万円以下	25千円	300万円超400万円以下	60千円
30万円超50万円以下	10千円	150万円超200万円以下	30千円	400万円超	70千円
50万円超80万円以下	15千円	200万円超250万円以下	40千円		

2. 約定返済日の前月末日の最終貸越残高が2,000円未満の場合は、約定返済日に、約定返済日前月末日の最終貸越残高を返済するものとする。
3. 約定返済日の前月末日の最終貸越残高が2,000円未満の場合は、返済用預金口座の残高不足により第10条の自動引落しができない場合でも、銀行は返済の遅延がなかったものと取り扱うものとする。

第9条 (随時返済)

1. 前条による約定返済のほかに随時に任意の金額を返済できるものとする。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとする。
2. 前項の随時返済は、次の自動引落しに代わらず直接銀行の店頭において行うものとする。
 ①借主が、指定預金口座の自動引落しを自動引落し・払出兼用機より行うこともできるものとする。
 ②この場合当座貸越口座への入金が発越借入・払出兼用機を超えるときは、その超える金額は返済用預金口座に入金するものとする。
3. 約定返済が遅延している当座貸越口座への入金については、遅延金に充当し、残額を随時返済とする。ただし、入金額が遅延金金額に満たない場合は、入金額を随時返済とする。

第10条 (約定返済金等の自動引落し)

1. 第8条による返済は自動引落しとする。借主は毎月返済日までに返済用預金口座に返済金相当額以上の金額を預け入れ、銀行は毎月返済日に普通預金通帳(総合口座通帳を含む。)および前払請求書に基づき、払戻しの上、返済におおきものとする。
2. 万一、前項の預入が遅延した場合には、第8条第2項の返済額を除き、銀行は預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとする。

第11条 (借費用の引落し)

本取引に関し借主が負担すべき費用について、借主は銀行所定の日に返済用預金口座から自動引落しされることに同意する。

第12条 (期限の全額返済義務)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知・催告等がなくても、借主は本取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失い、ただちに債務を全額返済するものとする。
 ①保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。
 ②第8条に定める債務の返済を遅延し、銀行からの書面による督促にもかかわらず、翌月の返済日においても返済しなかったとき。
 ③支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立もしくはこれらに準ずる裁判上の倒産手続の申立があったとき。
 ④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 ⑤借主の預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 ⑥相続の開始があったとき。

2. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には銀行の請求によって、借主は本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失い、ただちに債務を全額返済するものとする。
 ①銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 ②銀行との取引関係の一つでも違反し、その違反により銀行の債権保全が客観的に必要と認められたとき。
 ③本取引に関し銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 ④住所変更の届出を怠るなど借主の真実に基づき事由によって、銀行において借主の所在が不明となる場合。

- ⑤前号のほかに債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき客観的に認められるとき。
 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延滞しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時期限の利益が失われたものとす。

第13条 (2反社会的勢力の排除)

1. 本取引は、現在、暴力団員、暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜二口以上を有する暴力団員等その他の者、暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および暴力団員等と次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約したことを要するものとする。
 ①暴力団員等が経営を支配していると思われる関係有すること。
 ②自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると思われる関係有すること。

- ③暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係有すること。
 ④役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 借主は銀行に対して、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 ①暴力的な要求行為。
 ②法的責任を超えた不当な要求行為。
 ③取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為。
 ④虚偽を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損しまたは毀損する行為。

- ⑤その他前号各に準ずる行為。
 3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づき表明・確約に違反して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、銀行からの請求によって、借主は本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失い、ただちに本取引によるいっさいの債務を返済するものとする。

4. 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延滞しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時期限の利益が失われたものとする。
5. 第3項の適用により、借主に損害が生じた場合、借主は銀行になんら請求をいたしません。また、銀行に損害が生じた場合、借主が賠償するものとする。
6. 第3項の規定により、本取引によるいっさいの債務の返済がなされたときに、本取引は失効するものとする。

第13条 (貸越の中止)

1. 第8条に定める返済が遅延している場合または前2条により本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には新たな貸越を受けることができず、また、借主は本取引によるいっさいの債務の返済を全額とし、借主は銀行にいつでも本取引を解約することができるものとする。
2. 前項の借主が銀行または保証会社に対する他の債務が延滞するときは、債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとする。

第14条 (解約)

1. 借主はいつでも本取引を解約することができるものとする。その場合借主は銀行所定の書面により口座開設店に通知し、ただちに本取引による債務を全額返済するものとする。
2. 第12条および第13条の各号の事由があるときは、銀行はいつでも本取引を解約することができるものとする。
3. 前項の借主が本取引が解約された場合は、ただちにカードおよび通帳を提出し、本取引による債務を全額返済するものとする。

第15条 (銀行からの相殺)

1. 銀行は、本取引による債務のうち各返済日が到来したもの、または第12条、第13条の2および第14条によつて返済しなければならない本取引による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができるものとする。この場合、借主は書面により通知するものとする。
2. 前項による返済には、借主の預金、預貯金、債権の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率は預金規定の定めによりする。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率および1年365日とし、日割りで計算する。

第16条 (借主からの相殺)

1. 借主は本取引による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本取引による債務の期限が未到来であつても相殺することができるものとする。
2. 前項による相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知を提出し、借主は相殺の通知を提出した日から10日以内に返済するものとする。
3. 前項により相殺をする場合には、債権債務の届出および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定等の定めによりする。

第17条 (積金の返済等にあつては順序)

1. 銀行から相殺をする場合に、本取引による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上優先するものとし、この債務との相殺のほかに指定することができるものとする。借主はその指定について異議を述べないものとする。
2. 借主から相殺をする場合に、本取引による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はその債務の返済または相殺にあつては指定することができるものとする。なお、借主がその債務の返済または相殺にあつては指定しなかったときは、銀行が指定することができるものとし、借主はその指定について異議を述べないものとする。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上の優先を受けるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証等の状況等を考慮して、その債務の返済または相殺にあつては指定しないものとする。
4. 第2項のおおきまたは第3項によつて銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとす。

第18条 (代り証書等の差し入れ)

1. 事変、災害、輸送中の事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によつて証書その他の書類が紛失、損壊または滅失した場合には、借主は、銀行の請求によつて代り証書等を差し入れるものとする。

第19条 (印鑑捺印)

1. 本取引に際し、銀行から借主に届ける書類その他の書類に使用された印影(または指紋)をこの契約書に押印の印影、返済用預金口座の届出印影(または指紋)と相印の注意をもちて捺し、相違ないとして取扱ったときは、それらの書類につき偽造・変造・その他の事故があつても、その為になじた損害については、銀行は責任を負わないものとする。

2. なお、借主は、盗取された通帳を用いて行われた不正な借入の額に相当する金額について、次条により借主を請求することができるものとする。

第20条 (盗取通帳による借入)

1. 盗取された通帳を用いて行われた不正な借入(以下、本条において「当該借入」という。)については、次の各号のいずれかに該当する場合は、借主は銀行に対して当該借入の額およびこれにかかるとの差料、利息に相当する金額の補てんを請求することができるものとする。
 ①手帳の盗難に際してからすみやかに、銀行への通知が行われていること
 ②銀行の調査に対し、遅滞なく借主より十分な説明が行われていること
 ③銀行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあつたことが推測される事

2. 前項の請求がなされた場合、当該借入が借主の故意による場合を除き、銀行は、銀行へ通知が行われた日の30日(ただし、銀行に通知することができないやむを得ない事情があることを借主が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とす)、前日以降に盗取された借入の額およびこれにかかるとの差料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」とす。)を前条本文にかかわらず補てんするものとする。

3. 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、銀行が盗取された借入の額(借入額を除く。)があることを銀行が証明した場合には、銀行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとする。

- A. 当該借入が借主の重大な過失により行われた場合
 B. 借主の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によつて行われた場合
 C. 借主が、被害状況についての銀行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による害しい社会秩序の混乱に際しまたはこれに付随して行われた場合

5. 銀行が当該借入について借主に貸しを行った場合には、この貸しを行った額の限度にない限り、第1項および第2項の請求には応じることができません。また、借主が、当該借入を受けた者が前項損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とする。

6. 銀行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該借入は消滅するものとする。
7. 銀行が第2項の規定により補てんを行ったときは、銀行は、当該補てんを行った金額の限度において、当該借入が返済されるまで、借主に返済の遅延が生じたことと見做すものとする。

第21条 (費用の負担)

1. 銀行の権利の行使もしくは保全に要した本取引に関するいっさいの費用は、借主が負担するものとする。

第22条 (届出事項の変更)

1. 借主は氏名、住所、印鑑、電話番号その他届出事項に変更があつたときは、ただちに書面により銀行に届出するものとする。
2. 前項の氏名、住所、印鑑、電話番号その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、銀行に通知がある場合を除き、銀行は責任を負いません。
3. 借主が第1項の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの通知を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付された書類等が延滞し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時期限の利益が失われたものとす。

第23条 (報告および開示)

1. 借主は、本取引に必要と認められて請求する場合は、借主は自らの信用状態について直ちに報告し、また、借主は本取引に必要と認められて提供することとする。
2. 借主の信用状態について重大な変化を生じたときは、銀行からの請求がなくても遅滞なく報告するものとする。

第24条 (契約内容の変更)

1. 借主は、書面による変更内容の通知または銀行の本支店の店頭へ表示その他相当の方法で公表もしくは通知することにより、本取引の契約内容を変更できるものとし、借主はこの変更内容に同意するものとする。

第25条 (成年後見人等の表示)

1. 借主およびその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により届け出るものとする。
2. 借主およびその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により届け出るものとする。
3. 借主およびその代理人は、すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に届け出るものとする。
4. 借主およびその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様届け出るものとする。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、銀行は責任を負わないものとする。

第26条 (合意管理)

1. 本取引に関し訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄裁判所とするものとする。

第27条 (譲渡・質入等の禁止)

1. カードおよび通帳は譲渡、質入れまたは貸与することはできません。
2. 第28条(入金案内の委託) 借主は、本取引に関わる入金案内および延滞督促業務について、銀行が業務代行会社へ委託する場合があります。これをあらかじめ承諾するものとする。

77ミニ・カードローン契約（当座貸越契約）

借主は、株式会社ジャックス（以下「保証会社」という。）の保証にもつき、株式会社七十七銀行（以下「銀行」という。）との当座貸越取引（77ミニ・カードローン取引、以下「本取引」という。）をするに、ついで、次のとおり各条項を約定します。

第1条（保証会社の信用保証の取得）

本取引は、保証会社の信用保証を受けることを条件とするに異議ありません。

第2条（預金口座の開閉等）

- 1.本取引は銀行本支店のうちいずれか1か店のみで口座開設できるものとします。
- 2.銀行は本取引に使用する「77キャッシュカード」（以下「カード」という。）および「77カードローンご利用通帳」（当座貸越取引明細帳）（以下「通帳」という。）を発行するものとします。
- 3.借主は本取引の返済用口座として、借主名義の表記預金口座を指定します。

第3条（取引の方法）

- 1.本取引は、カードおよび現金自動支払機（現金自動預入・払出兼用機を含む。以下「自動機」という。）を使用する当座貸越とします。
- 2.前項に定めるほか、銀行本支店においては、自動機の使用にかえ、銀行所定の当座貸越支払請求書に氏名、金額を記入し、届け出の印章を押捺し、通帳とともに窓口へ提出することにより、本取引をすることもできます。
- 3.前項の当座貸越の手続きに加え、当該当座貸越を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続き等がことがあります。この場合、銀行が必要と認めるときは、このためことができずには当座貸越を行いません。
- 4.本取引では、小切手、手形の振出しあるいは引受け、または公共料金等の自動支払いは行いません。
- 5.カードおよび自動機の取扱いについては銀行所定の「77キャッシュカード規定」によるものとします。

第4条（自動融資）

- 1.指定預金口座が銀行所定の口座振替契約による出金のため資金不足となったときは、貸越極度額の範囲内で、その不足額相当額を本取引口座（当座貸越口座）から自動的に引出し、指定預金口座に入金するものとします。この際、カードの提示または銀行所定の請求書の提出は不要とします。ただし、指定預金口座の資金不足が③の預金の払戻し、④預金間の振替・送金、⑤第8条の約定返済、⑥77キャッシュカード規定第3条の手数料の支払および、⑦振替以外の融資取引にもつづいて返済による場合は、自動融資の対象とはなりません。
- 2.前項の自動融資による出金は、指定預金口座に総合口座取引規定にもつづいて当座貸越契約がある場合には、銀行はこの当座貸越の利用限度額を超えた金額について実行するものとします。
- 3.指定預金口座に対して同日に数件の口座振替の請求があり資金不足となる時は、銀行所定の引落順位に従い、本条第1項、第2項の自動融資を行うものとします。
- 4.指定預金口座への自動融資による入金と同日付での現金・振込および振替による指定預金口座への入金があつた場合、銀行は前者を優先して指定預金口座の資金不足に充当するものとします。
- 5.自動融資を行った直前に指定預金口座へ入金があつた場合は、自動融資した金額を限度に本取引口座（当座貸越口座）へ自動返済を行います。

第5条（貸越極度額）

- 1.本取引により銀行から貸越を受けることができる極度額は借主が申込んだ極度額の範囲内で銀行が審査のうえ決定した表記の極度額とします。
- 2.前項の極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、この契約が適用されるものとします。

第6条（契約期間等）

- 1.本取引の契約期間は表記のとおりとします。ただし、契約期限の前日までに銀行あるいは借主のいずれか一方より特段の意思表示がない場合には、この期限はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
- 2.契約期限の前日までに銀行あるいは借主から期限を延長し延滞し旨の申し出があつた場合および借主が満70歳の誕生日を迎えた場合は次のとおりとします。
 - ①契約期限の翌日以降本取引による当座貸越は受けられません。
 - ②当座貸越元金利息は本取引の各条項にしたがい返済し、当座貸越元金利息を全額返済した日に本取引は当然に終了するものとします。
 - ③契約期間に貸越元金がない場合は契約期限の翌日に本取引は当然に終了するものとします。
 - ④本取引の終了により、カード、通帳は銀行へ提出します。

第7条（利息・損害金等）

- 1.当座貸越借入金の利息（保証料を含む。）は、付利単位を100円とし、毎月銀行所定の日に、所定の利率および方法により計算し、貸越元金に組み入れるものとします。また、銀行が現金による利息の支払を請求したときは、ただちにこれに応じます。
- 2.前項の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行において一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は、あらかじめ銀行の店頭に掲示するものとします。
- 3.銀行に対する債務を履行しなかつた場合の損害金（年18%（年365日の日割計算）とする）とします。

第8条（約定返済）

- 1.本取引にもつづいて当座貸越借入金は前月末日現在で当座貸越借入金残高があるものにつき、毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）に表記のおお返済するものとします。
- 2.前項にかかわらず、次の①または②の金額が表記の返済額に満たない場合は、①または②のうちいずれか少ない金額を返済します。
 - ①前月末日現在の貸越借入金残高
 - ②返済日（毎月5日）現在の貸越借入金残高
- 3.前項の①または②の返済額については、返済用指定口座の残高不足により第10条の自動引落しが行われない場合でも、銀行は返済の遅延があつたものとして取扱うものとします。

第9条（随時返済）

- 1.前条による約定返済のほか随時に任意の金額を返済できるものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。
- 2.前項の随時返済は、次条の自動引落しによらず直接銀行の店頭において行います。
- 3.前項に定めるほか、通帳を使用して現金自動預入・払出兼用機により行うこともできるものとします。この場合当座貸越口座への入金が貸越借入金残高を超えるときは、その超える金額は指定口座に入金するものとします。
- 4.約定返済が遅延している当座貸越口座への入金については、遅延金に充当し、残額を随時返済とします。ただし、入金額が遅延金合計額に満たない場合は、入金額を随時返済とします。

第10条（約定返済金等の自動引落し）

- 1.第8条による返済は自動引落しとします。借主は毎月返済日までに指定預金口座に返済金相当額以上の金額を預け入れておくものと、銀行は返済日に普通預金通帳（総合口座通帳を含む。）および同払戻請求書にららず、払戻しのうえ、返済にあつたものとします。
- 2.万一、前項の預入が遅延した場合には、第8条第2項の返済額を除いて銀行は預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

第11条（諸費用の引落とし）

本取引に関し借主が負担すべき費用は、銀行所定の日に指定預金口座から自動引落しすることに同意します。

第12条（期限前の全額返済義務）

- 1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知・催告等がなくても、本取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失い、ただちに債務を返済します。
 - ①保証会社からの保証の中止または解約の申し出があつたとき。
 - ②第8条に定める債務の返済を遅延し、銀行からの書面による督促にもかかわらず、翌々月の返済日にいたるも返済しなかつたとき。
 - ③支払いの停止または破産・民事再生手続開始の申立もしくはこれらに準ずる裁判上の倒産手続の申立があつたとき。
 - ④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤借主の預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ⑥相続の開始があつたとき。
- 2.次の各号の場合には銀行の請求により本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失い、ただちに債務を返済します。
 - ①銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかつたとき。
 - ②銀行との取引約定の一つでも違反し、その違反により銀行の債権保全が客観的に必要と認められるとき。
 - ③本取引に関し銀行の虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - ④住所変更の届け出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行において借主の所在が不明となつたとき。
 - ⑤前各号のほか債権保全を必要とする旨の事由が生じた客観的に認められるとき。
- 3.前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が遅延または到達しなかつた場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第12条の2（反社会的勢力の排除）

- 1.借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および暴力団員等との各号のいずれにも該当しないこととを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していることと認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していることと認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していることと認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2.借主は銀行に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。

- 3.借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関し虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、銀行からの請求によって、借主は本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失い、ただちに本取引によるいっさいの債務を返済するものとします。
- 4.前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が遅延または到達しなかつた場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- 5.第3項の適用により、借主に損害が生じた場合、借主は銀行にならん請求をいたしません。また、銀行に損害が生じた場合は、借主がその責任を負うものとします。
- 6.第3項の規定により、本取引によるいっさいの債務の返済がなされたときに、本取引は失効するものとします。

第13条（貸越の中止）

- 1.第8条に定める返済が遅延している場合または前2条により本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には新たな貸越を受けることができないものとします。
- 2.前項のほか、銀行または保証会社に対する他の債務が遅延するなど、債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

第14条（解約）

- 1.借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。その場合借主は銀行所定の書面により口座開設店に通知し、ただちに本取引による債務を全額返済します。
- 2.第12条および第12条の2の各号の事由があるときは、銀行はいつでも本取引を解約することができるものとします。
- 3.前2項に本取引が解約された場合は、ただちにカードおよび通帳を提出し本取引による債務を全額返済します。

第15条（銀行からの相殺）

- 1.銀行は、本取引による債務のうち各返済日が到来したもの、または第12条、第12条の2および第14条によって返済しなかつた本取引による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができず。この場合、銀行は書面により通知するものとします。
- 2.前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により年365日とし、日割りで計算します。

第16条（借主からの相殺）

- 1.借主は、本取引による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本取引による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。なお、借主より相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の諸書、通帳はただちに銀行へ提出するものとします。
- 3.第1項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定等の定めによります。

第17条（債務の返済等における順序）

- 1.銀行から相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、この債務と相殺にあつたかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 2.借主から返済または相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあつたかを指定することができます。なお、借主からの他の債務の返済または相殺にあつたかを指定しなかつたときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 3.借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じおそれがあるときは、銀行は選定なく異議を述べ、担保・保証等の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあつたかを指定することができます。
- 4.第2項のおお書きたは第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第18条（代り証書等の差入れ）

事変・災害・輸送途中の事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失、損傷または遅延した場合には、借主は、銀行の請求により代り証書等を差し入れるものとします。

第19条（印鑑照合）

銀行がこの取引にかかる諸票その他の書類に使用された印影（または暗証）をこの契約書に押印の印影、返済用預金口座の届出印影（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないとして取扱ったときは、それらの書類につき偽造・変造・その他の事故があつても、その偽造・変造に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

なお、借主は、盗取された通帳を用いて行われた不正な借入の額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

第20条（盗難通帳による借入等）

- 1.盗取された通帳を用いて行われた不正な借入（以下、本条において「当該借入」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、借主は銀行に対して当該借入の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、銀行への通知が行われていること
 - ②銀行の調査に対し、遅滞なく借主より十分な説明が行われていること
 - ③銀行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあつたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- 2.前項の請求があつた場合、当該借入が借主の故意による場合を除き、銀行は、銀行へ通知が行われた日の30日（ただし、銀行に通知することができないやむを得ない事情があるときは借主が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする。）前日以後にされた借入の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該借入が行われた場合において、銀行が善意無過失であることおよび借主に過失（重過失を除く）があることを銀行が証明した場合には、銀行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- 3.前2項の規定は、第1項にかつた銀行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日）が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な借入が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 4.第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを銀行が証明した場合は、銀行は補てんしません。

- ①当該借入が行われたことについて銀行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A.当該借入が借主の重大な過失により行われた場合
 - B.借主の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
- ②借主が、被害状況についての銀行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ③通帳の盗取が、戦争・暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われた場合
- 5.銀行が当該借入について借主に貸出しを行っている場合には、この貸出しを行った額の限度において、第1項にもつづいて補てんの請求には応じることができません。また、借主が、当該借入を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- 6.銀行が第2項の規定にもつづいて補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該借入は消滅します。
- 7.銀行が第2項の規定により補てんを行ったときは、銀行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な借入を受けた者その他の第三者に対して借主が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第21条（費用の負担）

銀行の権利の行使もしくは保全に要した本取引に変更するいっさいの費用は借主が負担するものとします。

第22条（届出事項の変更）

- 1.氏名、住所、印鑑、電話番号その他届出事項に変更があつたときは、ただちに書面により銀行に届け出をします。
- 2.前項の氏名、住所、印鑑、電話番号その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、銀行に過失がある場合を除き、借主は責任を負いません。
- 3.借主が第1項の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの通知を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行つた通知または送付した書類が遅延し、または到達しなかつた場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第23条（報告および調査）

- 1.銀行が債権保全上必要と認め請求した場合は、借主の信用状態についてただちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 2.借主の信用状態について重大な変化を生じたときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第24条（契約内容の変更）

銀行は、書面による変更内容の通知または銀行の本店の店頭への表示その他相当の方法で公表もしくは通知することにより、本取引の契約内容を変更できるものと、借主はこの変更内容に従い履行するものとします。

第25条（成年後見人等の届出）

- 1.家裁裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により届け出るとします。
- 2.家裁裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により届け出るとします。
- 3.すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出るとします。
- 4.前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出るとします。
- 5.前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第26条（合意管轄）

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第27条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードおよび通帳は譲渡、質入れまたは貸与することはできません。